

表— 1 【水道技術管理者に要する資格】

分類		技術上の実務 経験（注1）	専用水道の 場合（注2）
大学卒業（短期大学 を除く）	土木工学科・土木科又はこれに相当する課程	3年	1年6ヶ月
	土木工学科・土木科以外の工学、理学、農学、 医学、薬学に関する課程又はこれらに相当する 課程	4年	2年
	上記以外の課程	5年	2年6ヶ月
短期大学卒業 高等専門学校卒業 専門職大学前期課 程修了	土木工学科・土木科又はこれに相当する課程	5年	2年6ヶ月
	土木工学科・土木科以外の工学、理学、農学、 医学、薬学に関する課程又はこれらに相当する 課程	6年	3年
	上記以外の課程	7年	3年6ヶ月
高等学校卒業 中等教育学校卒業	土木工学科・土木科又はこれに相当する課程	7年	3年6ヶ月
	土木工学科・土木科以外の工学、理学、農学、 医学、薬学に関する課程又はこれらに相当する 課程	8年	4年
	上記以外の課程	9年	4年6ヶ月
水道に関する技術上の実務経験のみ		10年	5年
技術士 上下水道部門 2 次試験合格	上水道及び工業用水道を選択	1年	6ヶ月
1級土木施工管理 技士 2次検定合 格	—	3年	1年6ヶ月
国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けたもの（日本水道協会）が行う登録講習の課程を修了			

注1 実務経験年数とは、水道に係る業務（計画、設計、施工、施設の維持管理等）いずれかに従事した年数（複数業務の通算も可）をいう。また選任される施設以外（他の地方公共団体・私企業等）における従事経験も含む。

（例：小規模水道の維持管理 等）

注2 一日最大給水量 10,000m³以下の専用水道の場合の実務経験年数は1/2となる。

※ 国土交通大臣及び環境大臣が認定する講習会

「水道技術管理者資格取得講習会」（（公社）日本水道協会にて実施）

《関係法令：法第19条第3項、政令第6条、省令第14条》